

令和7年度第6回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和7年9月9日(火) 開会 午後 2時30分
閉会 午後 4時00分

(2) 場所 福岡市役所 15階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

城戸 武稔	高木 智代	宗 義治	高田 茂美	下司 弘
川嶋 仁	久保 篤美	安河内 弘実	角 徹	笠 康雄
牛尾 憲一	甲斐 諭	中村 美佐子	馬男木 節	袈裟丸 宏二
久保田 喜一	吉積 政明			

以上 17 名

(2) 欠席委員

奥村 幸一

以上 1 名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

久保 篤美 甲斐 諭

6 書記氏名

川口 昌子

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 雅秀	長 泰壽	川添 雅秀	曾根寄 裕	城戸 憲一
中村 和久	大神 達雄	坂口 泰三	角 一三	福島 洋一
新原 元茂	菰田 茂孝	三苫 義則	高宮 秀之	薦田 文昭
石田 忠則	大神 伸雄	大神 常夫	三苫 一美	富田 一夫
西 康晴				

9 事務局出席

前野 正和	立田 玲子	志藤 伸一	田島 千加	川口 昌子
古田 容子	桑野 綾子			

議 長	それでは、ただいまより、令和7年度第6回 福岡市農業委員会総会を開会いたします。 農業委員数18名中17名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。 本日の議事は、議案が7件、報告事項が5件となっております。 議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「久保篤美委員」と「甲斐論委員」を指名します。 案件1 農地に係る事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について
議 長	議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農 地 調 整 係 長	(議案第1号について、資料により説明)
西 部 出 張 所 長	(議案第2号について、資料により説明)
議 長	ただいま、事務局より説明がありました議案第1号及び第2号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	8月18日に、JAにて新規就農事前審査会を近隣の推進委員と一緒に、事務局2名、新規就農者、合計5名で行いました。 9月2日に、現地確認しています。 借人は、造園業をしています。業務拡大のため、店舗が手狭になり農地を探していたそうです。水は貸人が所有するアパートから水道を引き、園芸作物を栽培するそうです。 農地は本社や店舗からも近く、通りから離れていますが接道も良く、今回の申請地に決めたそうです。 貸人と話し合った結果、契約期間3年間の賃貸借契約になりました。 以上により、問題ないと思われます。
議 長	議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。

推 進 委 員	申請地は、今までも譲受人が作っていたようなものでした。 スライド写真で、譲渡する農地が赤枠で囲ってありますが、赤枠のすぐ横の農地が譲受人の所有する農地です。 畑として使っているので、水利はあまり関係なく問題ないと思います。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議 長	それでは、一括して採決を行います。 議案第1号及び第2号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
推 進 委 員	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号及び第2号は原案どおり可決しました。
議題第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について	
議 長	次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
西 部 出 張 所 長	(議案第3号について、資料により説明)
議 長	ただいま、事務局より説明がありました議案第3号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第3号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	9月3日に、地元の農事組合長と同地区の推進委員と一緒に、現地確認調査をしました。 この土地は、5～6年管理がされておらず、竹が生えている状況です。 周辺農地に与える影響はないと考えます。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長	(意見・質問なし) それでは、採決を行います。 議案第3号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり可決しました。
議題第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について	
議 長	次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農 地 調 整 係 長	(議案第4号について、資料により説明)
西 部 出 張 所 長	(議案第6号について、資料により説明) (議案第5号については、取下げを説明)
議 長	ただいま、事務局より説明がありました議案第5号を除く議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第4号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	9月1日に現場を確認すると共に、譲渡人と会いました。 スライド写真に併用地がありますが、譲受人が昨年の2月に取得済みです。 申請地北側の土地は譲渡人が所有しており、北側の土地を含めて譲受人に売買する予定と聞いています。
議 長	議案第6号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	9月1日に、現場を確認しました。 事務局からも説明がありましたが、一時転用後農地に戻していなかった案件です。現地を確認するとバラス等が入っており、農地としては使えない状況になっていました。 町内会長とも会って確認をしましたが、譲受人からも相談があったそうです。譲受人の使用は、問題がないと伺いました。

議 長	周囲に農地も無く、今回の申請地のみ畑の地目で残っている場所です。転用は、問題ないと考えます。
農 業 委 員	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
農 業 委 員	一時転用の許可期間はいつまでで、許可が終了するまでに、延長を申し出るなど、何らかの申し出は無かったのでしょうか。
西 部 出 張 所 長	許可期間は、平成16年3月末まででした。 また延長の申し出などは、ございませんでした。
農 業 委 員	一時転用の許可終了後、農業委員会事務局は、何らかの確認はしていないのでしょうか。
西 部 出 張 所 長	一時転用終了後は、農地に復元するようにと、許可時に伝えています。
農 業 委 員	一時転用後に、農地に復元しているケースと、復元していないケースがあります。農地に戻していないケースに対しては始末書提出だけですが、両者には差があるのではないのでしょうか。農地に復元したケースは、お金がかかっていると思います。
西 部 出 張 所 長	私見ですが総会で審議するのであれば、始末書だけでは足りないと思います。 復元しなかったケースについては、何らかのルール決めが必要ではないでしょうか。
農 業 委 員	今後、許可権者とも協力して、違反転用を指導していきたいと思います。 この審査に関しては、譲受人の信用問題になりますので、譲渡人の違反は審議に影響を与えないと考えます。
農 業 委 員	20年程度前から違法状態だったということですが、年1回は利用状況調査で現地確認をしているので、農地ではないと報告されていたのではないかと思います。
農地利用推進係長	今回の農地については、利用状況調査で、報告が無かった農地でした。

農 業 委 員	調査用地図に非農地としてピンク色のマーカーで塗って、事務局に報告されていなかったのでしょうか。
農地利用推進係長	今まで、この農地は農業委員会事務局における再調査の対象農地として報告はされていませんでした。
農 業 委 員	調査を行おうにも、出来ない状態だったこと自体が問題です。
農地利用推進係長	利用状況調査は、原則全筆調査です。 各推進委員が担当区域を調査するのですが、現実的には全ての農地を一筆残らず調べることは、非常に困難だと思いますので、この農地については、今まで報告として上がっていなかったのだと思われます。
農 業 委 員	以前の総会案件で、一時転用で駐車場に転用したのですが、一時転用終了後に、農業委員会事務局職員と当時の推進委員が現地確認に行き、農地に戻した事例があったと思います。 その時も総会で、駐車場にしてバラスを敷いたら、もう農地には復元できないだろうという話になりました。 一時転用申請の場合、例えば駐車場に転用するときは、バラス敷きを禁止したり、コンクリ敷きにした場合は全部剥すなどの条件を付けるようにしないと、今回のような状況になり、長期間違反転用したままになるのではないかと思います。
西 部 出 張 所 長	一時転用許可は、農地に復旧するという条件が付されています。 福岡市の工事で農地を一時使用する場合は、工事終了後、現地に農地の所有者を連れて行き、復旧確認を取っているそうです。
農 業 委 員	平成16年の段階で、所有者が現状で良いと言ったので、そのままになってしまったのですね。
西 部 出 張 所 長	過去の航空写真では、車が駐車しており駐車場として使われていたようです。
農 業 委 員	農地の固定資産税は、何の地目で徴収されているのでしょうか。
西 部 出 張 所 長	固定資産税は現況で課税しますので、雑種地で課税されていると思われます。

農 業 委 員	一時転用は、終期があります。農業委員会事務局が、終期をどう確認するかを説明していただけますか。
事 務 局 長	20年程度違反状態でしたので、農業委員会事務局の復旧確認が十分ではなかったと思われます。 今後、一時転用後の農地復旧をどのような方法で確認するかについては、許可権者である福岡市の担当部局とも協議をし、今回のような事例が起きない確認方法を検討していきたいと思います。 一方で、今回の議案の違反転用に関しては、譲受人の信用に関わるのではなく、譲渡人の違反転用継続をもって不許可相当とするには、農地法上該当する条文がございません。 事務局としては、違反転用と切り離し、議案としては許可相当という意見でございます。
農 業 委 員	総会で賛成多数とならなければ、否決決定となるのですね。
議 長	事務局から、農地法上、否決する根拠が無いとの発言でした。
推 進 委 員	議案の賛成・反対の話ではなく、一時転用した農地を復元するか復元しないか。また、復元しなかった時に、始末書1枚を提出するだけで良いのか、悪いのかを検討しなければならないと思います。 20年間も農地に復旧しなかった土地については、事務局が気付いたときに指導に行かなければならなかったと思います。 許可・不許可ではなく、それ以前の話です。 それと、推進委員が農地を見て回っていると言いますが、除草して管理していると思ったら、非農地の判定はしません。 農地に砂利が入っていても、管理の手が入っていたら、推進委員は何故だろうとは思うでしょうが、一時転用の許可が切れた農地だとは、気付かないだろうと思います。
事 務 局 長	今回の議案については、提出させたものは始末書になっていますが、改めて違反転用者に注意をすることも考える必要があると思います。 今回の案件に関わらず、類似案件が出ないこと、許可後の確認を行うこと、その2点について、福岡市の担当部局とも協議して、対応していきたいと考えています。
推 進 委 員	推進委員は、利用状況調査で現地確認をしています。 現地確認時に、雑草が生い茂っていても土の状況を確認して、農地判定を

	行わないといけないのでしょうか。 もし砂利を敷いた農地を除草するなど綺麗に管理している場合、その土地が農地ではないというのなら、推進委員は再度農地を見直して、非農地判定に変更しなければならないのではないのでしょうか。 今までは、除草して管理していれば、農地と判定しています。 土まで確認する必要がある、バラスや砂利を敷いている場所が非農地という考え方なら、農業委員会事務局から事前に指導して貰わないと、利用状況調査が間違ってくるのではないのでしょうか。
農地利用推進係長	利用状況調査についての国の指導では、道路から農地を一望して、農地が荒れているかどうかの確認をしてくださいと言われています。
推 進 委 員	そのため、雑草が生い茂っている農地に入り込んで、土にバラスが敷いてあるかなどは、確認していただく必要はありません。 今回の事案は農地にバラスを敷いたままであり、農地に戻していなかったのですね。 今までの総会でも、始末書を受理しただけで転用申請の議案が許可相当と判断していました。総会後の地区協議会で、始末書提出だけで良かったのかなという話が出ていました。 農地に戻した人と、戻さないまま駐車場にして賃貸していた人とは、大きな差があります。多額の復旧費用がかかった人に対し、20年間賃貸して賃貸料を受け取っていた人が始末書1枚で良いのかと思います。 利用状況調査で、推進委員がよく確認していなかったということであれば、とても困惑します。
事 務 局 長	推進委員の調査が、十分でなかったとは思っておりません。 今回の事例は、一時転用許可を出していますので、きちんと許可条件どおりに履行されたかどうかを期間終了後、確認することは出来たと思います。 全ての農地の土の状況が、黒土であるか否かを確認するのではなく、許可した一時転用の期間終了後の状況をどのように確認していくのかという問題だと思います。 今後、同様の事例が起きないように、福岡市の許可権者の担当部局とも十分協議し、対策を取っていきたいと考えています。
推 進 委 員	今後も同じような案件が出ると思います。 自分の担当区域で一時転用後、クラッシャーを敷いたままですが、草刈りなどの管理は行っている土地があります。 そのため農地と判断しているのですが、最近その土地に不動産会社が「貸

議 長	土地」の看板を立てています。そのうちに借り手が出て、転用申請が総会に上程されたときのことを心配しています。
農 業 委 員	農業委員会事務局から、今までは誓約書で処理していましたが、今後は慎重な取り扱いを検討するという回答が出ています。 回答が出るまで暫く時間がかかると思いますが、農業委員会事務局からの回答受領後、また議論を行いたいと思います。 今回の案件は、今までどおりの考えで採決を行いたいと思います。
事 務 局 長	今の議論は、一時転用後に期間終了が来た時の対応です。農業委員会事務局では、いつが期間終了なのか分かっていますね。 農業委員会事務局で期間終了をチェックしないと、農業委員や推進委員には任期があり、就任以前から一時転用の期間が終わっているのであれば、委員には事情が分かりません。 そのため、農業委員会事務局からいつ期間終了が来ると、委員に言って貰わないと、また同じような状況になってしまうのではないのでしょうか。 今回このように多数の意見が出ましたので、農業委員会事務局で方針を決める確約を貰わないと、検討するという回答だけでは不足ではないのでしょうか。
議 長	一時転用の期間は、農業委員会事務局で把握しています。今まで、事務局の確認が不足していたと思います。 一時転用の期間終了が来た案件については、終了後の状況を適宜確認し、その時点の状況に応じてどのように動くかについても、やり方などを含め検討したいと思います。
議 長	事務局からの話のとおり、一時転用の終期後の確認についてはより一層厳格に調査をし、対応については今後検討するという説明がありましたので、それを踏まえて採決をしたいと思います。 議案第4号及び第6号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議 長	賛成多数ですので、議案第4号及び第6号は、原案どおり可決しました。

		議題第 4 号 「農用地利用集積等促進計画案に係る意見」について
議	長	次に、議題第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見」について、事務局より説明をお願いします。
農地利用推進係長		(議案第 7 号について、資料により説明)
議	長	ただいま、事務局より説明がありました議案第 7 号について、ご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第 7 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第 7 号は原案どおり可決しました。
議	長	次に報告事項につきましては、書面による報告とし、説明は省略していますが、何かご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
		案件 2 農政に係る事項 議題第 5 号 「令和 7 年度 福岡市の農業施策に関する意見書」について
議	長	それでは、案件 2 の「農政に係る事項」に移ります。 議題第 5 号「令和 7 年度 福岡市の農業施策に関する意見書」についてですが、本件は 農地利用検討部会の検討事項ですので、部会長よりご説明をお願いします。
部 会 長		本件につきましては、農地利用検討部会を 6 月と 7 月に開催し、検討のうえ意見書案を作成し、先月の総会で中間報告を行いました。 その後、8 月中に 3 回目の検討部会を開催し、検討を重ねて今回の議案と

事務局 長	いたしました。 本日の総会で、審議・決定していただき、市長へ提出したいと考えております。 なお、「意見書」の内容につきましては、事務局より説明をお願いします。 (議案第8号について、資料により説明)
議 長	ただいま事務局から説明のありました意見書案について、ご意見・ご質問はありませんか。
農 業 委 員	意見書の5ページの「福岡市農林業総合計画の着実な実施」は、「農業者の意見を丁寧に聞きながら検討を行うこと」とありますが、表現が弱いのではないのでしょうか。 次に、7ページの「生産基盤の維持・活用等」でも「検討すること」とありますが、こちらも「実施すること」に変えて、強い表現にしてほしいと思います。 最後に、8ページの「農業委員への女性登用」について30%を目指すと思いますが、これで良いのでしょうか。
部 会 長	8ページの「農業委員への女性登用」については、当初案に対する意見として、具体的な人数を設けた方が良いのではないかとの意見もありましたが、30%という数値は、日本全体の目標数値なので福岡市も30%を目標としました。 5ページと7ページの表現についてですが、再度検討するかそれとも私に一任していただくか、皆様のご意見をお聞かせください。
推 進 委 員	「検討」で良いと思います。あまり強い言葉を使用すると責任が出てくるので、今のままの表現で良いと思います。
農 業 委 員	それはどうでしょうか。言われている意味は分かりますが、強く求めていくというのは会議の中でも多くの意見が出ましたので、ぼかすのではなく、皆様のおっしゃるとおりに強く求める表現にした方が良いのではないのでしょうか。
部 会 長	検討部会のメンバーで、ご意見はありますか。 皆さんが今まで何度も議論を重ねて作った文章なので、何か意見があればおっしゃってください。幾度も推敲した文章なので、今回の案で良いのではないかと思います。

農 業 委 員	十分検討しましたので、このままで良いと思います。
農 業 委 員	7ページの「他都市の事例等も参考に検討すること」ですが、早急に実施することを強調してはどうでしょうか。早く実施することだけを強調するので、内容が大きく変わるわけでもないと思います。
部 会 長	事務局で、「早急に」という文言も付け加えてください。
議 長	5ページの質問については、農業者の意見を取り入れるという文言を入れていますが、具体的には農業者からの意見書を市長に提出しています。 また、福岡市農林業振興審議会に、農業委員会の会長として私が参画しています。その中で農業者の代表として、農業委員会での皆さんの意見を踏まえて、発言しています。皆さんの意見は、様々な形で取り入れて発信しています。
議 長	それでは、採決を行います。 議案第8号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第8号は原案どおり可決しました。
議 長	その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、本日予定しておりました議事はこれで全て終了します。円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。 それでは、これで令和7年度第6回福岡市農業委員会総会を閉会します。 なお、次回の総会は、10月10日金曜日、14時30分から早良市民センターでの開催を予定しております。